

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」への意見

2024年1月25日
一般社団法人新経済連盟

【商業登記規則第31条の3第1項柱書関係】

(意見1)

今回の住所を一部表示しないこととする措置(以下「住所非表示措置」という。)について、株式会社のみを対象とする理由は何か。

住所非表示措置の趣旨が必ずしも明らかでないが、プライバシー保護という趣旨であれば、株式会社に限定する必要はなく、株式会社以外の会社や法人も対象とすべきである。

(意見2)

住所非表示措置の申出ができるのは、設立登記や変更登記の申請をする場合に限られているのか。限られているのであれば、その理由は何か。

住所非表示措置の趣旨がプライバシー保護にあるのであれば、商業登記規則第31条の2と同様に、設立・変更登記申請の場面に限られず、住所非表示措置の申出を可能とすべきである。

(意見3)

住所非表示措置の内容について、「当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置」としているが、「行政区画」とは、特別区や政令指定都市における区を含む市区町村と理解してよいか。

また、そのような「行政区画」までを表示することとしているのは、「[アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針](#)」(2022年11月デジタル臨時行政調査会事務局)中の「基本的な考え方」における「地番ではなく、市区町村までの住所情報を公表すること」との記載を踏まえたものとも考えられるが、今回の住所非表示措置において「行政区画」までを表示することとする実質的な理由は何か。

「行政区画」までの表示がどのような機能を果たすのか明らかでなく、あえて「行政区画」までを表示する必要性は低いと考える。

【商業登記規則第31条の3第1項第1号ハ関係】

(意見)

非上場の株式会社について、実質的支配者に関する書面を提出させることとしている理由は何か。

【商業登記規則第31条の3第2項関係】

(意見)

住所非表示措置について、登記官が適当と認めるときに講じられることとされているところ、どのような場合に「適当」と判断し、どのような場合に「不適當」と判断するのか。考慮する要素や要件等を明確にすべきである。

【商業登記規則第31条の3第4項第2号関係】

(意見)

上場会社であった会社が非上場会社となった場合に、住所非表示措置を終了させることとしている理由は何か。

プライバシー保護という趣旨を踏まえれば、非上場となったことをもって住所非表示措置を終了させる必要はなく、引き続き措置の対象とすべきである。

【各種法人等登記規則、特定目的会社登記規則、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則、投資法人登記規則、限定責任信託登記規則、一般社団法人等登記規則関係】

(意見)

いずれの規則においても、今回の措置を規定する商業登記規則第31条の3を準用しないこととしているが、その理由は何か。

上記商業登記規則第31条の3第1項柱書への意見でも述べたとおり、プライバシー保護という趣旨であれば、これらの規則についても他の規定と同様に準用することとすべきである。

【その他今回の改正全般について】

(意見)

今回の住所非表示措置は、代表取締役等の自宅住所が広く公開されることへの懸念に対応するものとして、非常に重要な意義があるもので、早期に実現される必要がある。

他方、消費者被害救済等の観点から、一定の要件の下、弁護士等一部の適切な者が代表取締役等の住所を含め閲覧できるようにする仕組みが必要との声もであると承知している。

この点については、今後具体的な仕組みも含め検討されるものと認識しているが、プライバシー保護という趣旨を没却することがないよう、例外的に閲覧できることとする者をできる限り具体的に特定することや、他の制度や仕組みを活用することで代替することが可能かなどの点について、事業者も含めた関係者の意見を聴きながら、慎重かつ適切な検討がなされることが必要である。